

介護老人保健施設「きんもくせい」

指定通所リハビリテーション 運営規程

《事業の目的》

第 1 条 社会福祉法人愛和会が設置する介護老人保健施設（以下「事業所」という）において実施する指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、支援相談員等（以下「従事者」という）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

《運営の方針》

第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合は、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の家族との連携を図るものとする。

3 前 2 項のほか、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 69 号）及び豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年豊中市規則第 10 号。以下「市規則」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

《事業所の名称等》

第 3 条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人 愛和会
介護老人保健施設 きんもくせい
指定通所リハビリテーション

(2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号

《職員の定数及び職務内容》

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。 令和4年9月1日

職種	員数	職務内容
医師 (管理者兼務)	1.0 (老健兼務)	利用者の疾病管理、適切な診断、治療を行ない、事業所療養全体の責任管理を行なう。
看護職員	11	利用者の状態を観察し、健康管理、評価診断を行ない、他スタッフへの指導を行なう。
介護職員	23	日常生活におけるケア、訓練、レクリエーションの指導家族への介護指導等を行なう。
理学療法士 (PT) 作業療法士 (OT)	6	A D L等の評価、リハビリテーションの計画立案を行ない訓練の実施、スタッフへの指導を行なう。
事務職員	必要数	事業所管理全般を行なう。

※ 上記以上の配置・増員の場合もある。

《営業日及び営業時間》

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し、年末年始12月31日から1月3日は休業日とする
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後4時までとする。

《指定通所リハビリテーションの利用定員》

第6条 事業所の利用定員は、1日50人とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

《指定リハビリテーションの内容》

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。
要介護者の家庭での生活を継続するために立案された居宅介護サービス計画に基づき通所リハビリテーション計画の作成をお行い説明し同意を得て交付する。理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の回復を図

る。

《利用料等》

第8条

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 事業所は前各項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一 食事の提供に要する費用

昼食 **640 円**／回 おやつ 100 円／回

二 日常生活品費 **120 円**

ティッシュペーパー、シャンプー、綿棒等

三 教養娯楽費（クラブ活動代等）絵の具・模造紙・半紙等
実費相当分

四 オムツ代

紙 パンツ 80 円から 130 円

尿取りパット 20 円から 30 円

紙おむつ 80 円から 140 円

フラットパット 30 円から 60 円

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

5 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

《通常の送迎の実施地域》

第9条 通常の事業の実施地域は、次の区域とする。
豊中市、吹田市

《衛生管理等》

第10条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 この指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

《サービス利用にあたっての留意事項》

第11条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際は以下の事項を守る。

- ① 所持品には必ず名前を入れる。
- ② 指輪などの貴金属又は貴重品は所持しない。
- ③ 体調が思わしくないとき、または体温が37度5分以上ある時は利用を中止する。
- ④ 利用中止の連絡は、前日までにする。
やむを得ず、当日利用中止を希望の場合は、午前8時30分までに当事業所まで電話連絡をする。
- ⑤ 動きやすい服装、履きなれた靴を使用する。
- ⑥ 事業所内での喫煙は禁止する。
- ⑦ 食堂以外での飲食は禁止する。
- ⑧ 営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。

《緊急時における対処方法》

第 1 2 条 指定通所リハビリテーションの提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

《事故発生時の対応》

第 1 3 条 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

《非常災害対策》

第 1 4 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回（内 1 回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

《苦情処理》

第 1 5 条 指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行なう質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

《個人情報保護の保護》

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

《身体拘束原則禁止》

第17条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、身体拘束その他必要と認められる場合に限り、事業所管理者又は施設長が判断し、これに応じます。

- 2 事業所は前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- 一 「緊急やむを得ない身体行動制限に関する説明書」に記入し、安全管理委員会に諮る。

- 二 利用者又はその家族に説明し、同意を得て実施する。

《虐待防止に関する事項》

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。

二 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。

三 その他虐待防止のために必要な措置。

《その他運営に関する留意事項》

第19条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者および家族の同意を得る。

5 事業所は、通所リハビリテーションに関する条例で定める記録を整備し、条例で定める日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は平成15年4月1日から施行する。
この規程は平成16年7月1日に改定、施行する。
この規程は平成17年6月1日に改定、施行する。
この規程は平成17年7月1日に改定、施行する。
この規程は平成17年10月1日に改定、施行する。
この規程は平成18年4月1日に改定、施行する。
この規程は平成19年4月1日に改定、施行する。
この規程は平成21年4月1日に改定、施行する。
この規程は平成21年8月1日に改定、施行する。
この規程は平成22年4月1日に改定、施行する。

この規程は平成 22 年 9 月 1 日に改定、施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日に改定、施行する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日に改定、施行する。
この規程は平成 27 年 3 月 1 日に改定、施行する。
この規程は平成 30 年 3 月 1 日に改定、施行する。
この規程は令和 1 年 6 月 1 日に改定、施行する。
この規程は令和 3 年 6 月 1 日に改定、施行する。
この規程は令和 4 年 9 月 1 日に改定、施行する。
この規程は令和 7 年 1 月 1 日に改定、施行する。